

1 従来の実施に要した経費

(単位:千円)

被収容者に対する給食業務			令和2年度	令和3年度	令和4年度(4~9月)
(1) 横浜刑務所					
人件費	常勤職員		163,083	161,767	79,148
	非常勤職員		0	0	0
物件費			36,447	30,788	13,021
委託費等	定額部分		0	0	0
	成果部分		-	-	-
	材料費		271,179	250,953	93,373
	旅費その他		983	1,022	637
計(a)			471,692	444,530	186,179
(参考値)	減価償却費		77,884	77,884	77,884
	退職給付費用		6,536	6,379	-
	間接部門費		25,242	24,244	10,990
(a)+(b)			581,354	553,037	275,053
(2) 川越少年刑務所					
人件費	常勤職員		86,732	87,848	40,846
	非常勤職員		0	0	0
物件費			14,383	12,952	4,573
委託費等	定額部分		0	0	0
	成果部分		-	-	-
	材料費		207,979	212,908	72,941
	旅費その他		659	705	441
計(a)			309,753	314,413	118,801
(参考値)	減価償却費		77,674	77,674	77,674
	退職給付費用		5,051	4,929	-
	間接部門費		13,299	13,219	5,314
(a)+(b)			405,777	410,235	201,789
給食業務総額			987,131	963,272	476,842

(注記事項)

- 令和4年度については、上半期(4月~9月)分であり、速報値を記載している。
- 各費目の内容は以下のとおりである。
 - 人件費(常勤職員) : 職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、児童手当、刑務共済組合負担金を計上している。
 - 物件費 : 現在、刑務所では受刑者を使用して調理を行っているため、調理に当たる人員については計上されていない。
 - 材料費 : 被収容者食糧費を計上している。
- 減価償却費、退職給付費用及び間接部門費は推計の要素を含む参考情報であり、各費目の内容は以下のとおりである。
 - 減価償却費 : 民間事業者によって調達対象となる物品等を対象に、定額法により積算した。
 - 退職給付費用 : 「法務省省庁別財務書類」により積算した。令和4年度分は同財務書類が完成していないため、計上していない。
 - 間接部門費 : 各施設の庶務課、会計課及び用度課における間接部門に該当すると考えられる職員、上級官庁である矯正管区の総務課、職員課及び管区調査官部門における間接部門に該当すると考えられる職員を集計し、それらの職員に係る費用を階梯式配賦法により、算出した。

2 従来の実施に要した人員 (単位:人)			
	令和2年度	令和3年度	令和4年度
被収容者に対する給食業務			
(1)横浜刑務所			
常勤職員	11.2	11.2	11.2
非常勤職員	0.0	0.0	0.0
(2)川越少年刑務所			
常勤職員	8.7	8.7	8.7
非常勤職員	0.0	0.0	0.0
(業務従事者に求められる知識・経験等)			
<p>・業務従事者は、本事業の実施に当たり、刑事収容施設法その他の関係法令等を遵守し、本事業の基本的理念を十分に理解し、各業務に必要な知識・技能(法令上必要な資格がある場合は、当該資格(例えば管理栄養士))を保有する者でなければならない。</p>			
(業務の繁閑の状況とその対応)			
<p>刑事施設における業務の繁閑の状況については、「別紙 業務等の参考数値」を参照。</p>			
(注記事項)			
<ol style="list-style-type: none"> 1. 委託の対象となる業務に年度を通じて直接従事する人員を記載している。 2. 複数の事務に従事する職員については、委託対象となる業務に従事する割合を勘案し、その割合に応じた換算人数(例えば、業務従事割合が60%の場合0.6人)としている。 3. 現在、刑務所では受刑者を使用して調理を行っているため、調理に当たる人員については計上されていない。 			

3-1 従来の実施に要した施設及び設備

(1) 横浜刑務所

令和4年9月現在

関係する業務	施設 面積(m ²)	設備・備品	数量	備考
被収容者に対する給食業務	炊場 457(m ²)	飯盛機	3	本事業期間中に1回以上更新
		ガス式炊飯機	1	
	米倉庫 119(m ²)	ガスレンジ	1	
		蒸気式二重釜	12	
	食料庫 215(m ²)	洗米機	1	
		揚物機	1	
		フードミキサー	1	
		カッターミキサー	1	
		フードスライサー	1	
		蒸気式食器保管庫	3	
		蒸気式自動食器洗浄機	1	
		ガススチームコンベクション	1	
		電動式缶切機	1	
		貯湯槽	1	
		精米機	1	
		製氷機	1	
		大型冷蔵庫	1	
		小型冷蔵庫	1	
	小型殺菌庫	1		
	乾燥式オゾン殺菌庫	2		
冷凍庫	1			

(注記事項)

上記は現在使用している設備、備品等を参考に記載したものである。

本業務の実施に当たって必要となる厨房設備・機器及び備品等(食器やこれらに係る消耗品を含む。)

については、民間事業者の責任と費用負担において整備するものとする。

ただし、国との通信に要する機器(内線電話、ネットワークパソコン等)は国において整備する。

3-1 従来の実施に要した施設及び設備

(2)川越少年刑務所

令和4年9月現在

関係する業務	施設 面積(m ²)	設備・備品	数量	備考
被収容者に対する給食業務	炊場 (1,297.83 m ²)	蒸気式回転釜	7	本事業期間中に1回以上更新
		フードスライサー	1	
	米倉庫 (72.54 m ²)	蒸気式消毒保管庫	6	
		オゾン水脱臭殺菌洗浄機	1	
	食料庫 (28.94 m ²)	スチームコンベクションオーブン	2	
		フードスライサー	1	
		球根皮剥機 ドライ式	1	
		自動食器食缶洗浄機	1	
		蒸気式湯沸器	1	
		製氷機	1	
		プレハブ冷凍庫	1	
		プレハブ冷蔵庫	1	
		検食保存用冷凍庫472L	1	
		プレハブ冷凍庫	1	
		精米機	2	
		連続フライヤー	1	
		洗剤・消毒倉庫	1	
		ゴミ集積庫 ダストピット	1	
		機材等保管庫	2	
		ダストボックス800L	1	
		包丁庫	1	
		自動手指洗浄消毒器	2	
		段付二重食缶 36L	18	
		段付二重食缶 50L	2	
		中蓋式二重保温食缶 16L	11	
		中蓋式二重保温食缶 6L	2	
		密閉式容器両手タイプ 20L	6	
		ガス式立体炊飯器(1台3段式)	12	
		洗米機	2	
		調理台	9	
		スチーム用給湯器	1	
		配膳台	5	
	ガス式中間加熱フライヤー湯量23L	1		
流し台1槽シンク	6			
流し台2槽シンク	1			
対面冷蔵ショーケース	1			
オールステンレス台車	40			
防水型デジタル台はかり	5			
給食バット	50			
スルーテナー台車(6輪車)	2			

(注記事項)

上記は現在使用している設備、備品等を参考に記載したものである。

本業務の実施に当たって必要となる厨房設備・機器及び備品等(食器やこれらに係る消耗品を含む。)

については、民間事業者の責任と費用負担において整備するものとする。

ただし、国との通信に要する機器(内線電話、ネットワークパソコン等)は国において整備する。

(2)さいたま拘置支所

令和4年9月現在

関係する業務	施設 面積(m ²)	設備・備品	数量	備考
被 収 容 者 に 対 す る 給 食 業 務	炊場 (113.34m ²) 米倉庫 食料庫	蒸気式回転釜	3	
		フードスライサー	1	
		蒸気式消毒保管庫	4	
		スチームコンベクションオーブン	1	
		球根皮剥機ドライ式	1	
		自動食器食缶洗浄機	1	
		蒸気式湯沸器	1	
		製氷機	1	
		プレハブ冷凍庫	1	
		プレハブ冷蔵庫	1	
		検食保存用冷凍庫472L	1	
		精米機	1	
		連続フライヤー	1	
		洗剤・消毒倉庫	2	
		ゴミ集積庫 ダストピット	1	
		機材等保管庫	1	
		ダストボックス800L	3	
		包丁庫	1	
		自動手指洗浄消毒器	2	
		段付二重食缶 36L	30	
		中蓋式二重保温食缶 16L	3	
		中蓋式二重保温食缶 6L	4	
		密閉式容器両手タイプ 20L	3	
		ガス式立体炊飯器(1台3段式)	4	
		洗米機	1	
		調理台	6	
		スチーム用給湯器	1	
		配膳台	3	
		ガス式中間加熱フライヤー湯量23L	1	
		流し台1槽シンク	1	
流し台2槽シンク	2			
オールステンレス台車	15			
防水型デジタル台はかり	2			

(注記事項)

上記は現在使用している設備、備品等を記載したものである。

献立の作成に当たっては、これらの設備、備品等を用い、被収容者が調理できる内容とするものとする。

(2)熊谷拘置支所

令和4年9月現在

関係する業務	施設 面積(m ²)	設備・備品	数量	備考
被 収 容 者 に 対 す る 給 食 業 務	炊場 (130.9m ²)	一漕ソイルドテーブル	1	
		クリーンテーブル	1	
	米倉庫 (12.96m ²)	食器洗浄機	1	
		スチーム式作業台	2	
	食料庫 (7.64m ²)	熱風消毒保管器	2	
		流し台	6	
	検収室 (9.03m ²)	製氷機	1	
		冷蔵庫	3	
		食器整理棚	4	
		湯沸器	1	
		冷凍冷蔵庫	1	
		配膳台	2	
		わき台	1	
		フライヤー	1	
		オープン付きガスガスコンロ(3口)	1	
		ステンレス台車	1	
		スチームコンベクションオープン	1	
		ガス回転窯	1	
		ガス式立体炊飯器(2段式)	2	
		洗米機	1	
		包丁まな板殺菌庫	1	
	冷凍ストッカー	1		
	冷蔵庫	1		
食器整理棚(ラック)	3			
折り畳みテーブル	2			
配膳車	1			

(注記事項)

上記は現在使用している設備、備品等を記載したものである。

献立の作成に当たっては、これらの設備、備品等を用い、被収容者が調理できる内容とするものとする。

4 従来の実施における目的の達成の程度

1. 施設運営上の重大な支障の発生状況

(1) 横浜刑務所

(単位:件)

	火災	食中毒	被収容者個人情報 の漏洩
令和2年	0	0	0
令和3年	0	0	0
令和4年(4～9月)	0	0	0

(2) 川越少年刑務所

	火災	食中毒	被収容者個人情報 の漏洩
令和2年	0	0	0
令和3年	0	0	0
令和4年(4～9月)	0	0	0

2. 受刑者に対する釈放時アンケート

令和3年度については集計中のため、令和2年度以前3か年分を掲載している。

(1) 趣旨

行刑改革会議の提言を受け、行刑行政の透明化、処遇環境の充実化等を推進するための一方策として、平成17年度から、出所受刑者を対象として釈放時アンケートを実施している。受刑者の釈放時の感想等を集計し、刑事施設の適正な運営を図るための資料として活用するとともに、その結果を公表し、刑事施設の運営の実情に対する国民の理解を深めるための資料として活用することとしている。

(2) 対象者及び有効回答数(回答率)

以下の年度において、刑事施設を満期釈放又は仮釈放となった受刑者

	対象者数(人)	有効回答数 (回答率・%)
平成30年	20,765	18,940 (91.2)
令和元年	19,752	18,046 (94.2)
令和2年	17,937	16,833 (93.8)

(3) アンケート集計結果(単位:%)

食事の量	ちょうど良い	多い	少ない
平成30年	54.5	8.7	36.8
令和元年	56.5	9.4	34.0
令和2年	56.2	9.5	34.3

食事の質	良い	悪い	特に何も 感じない
平成30年	33.3	42.3	24.4
令和元年	35.3	40.3	24.5
令和2年	36.6	38.4	25.0

主食とおかずのバランス	ちょうど良い	主食を減らし おかずを増や してほしい	おかずを減ら し主食を増や してほしい
平成30年	56.3	36.9	6.8
令和元年	56.1	37.7	6.2
令和2年	56.8	36.7	6.5

献立の種類	ちょうど良い	多い	少ない
平成30年	51.1	3.3	45.5
令和元年	51.7	3.7	44.5
令和2年	53.7	3.4	42.9

パン食の回数	ちょうど良い	多い	少ない
平成30年	34.6	4.3	61.2
令和元年	35.9	4.4	59.7
令和2年	36.0	4.2	59.8

5 従来の実施方法等

ア 従来の実施方法 自営作業として受刑者が調理に従事

イ 事務・事業の目的を達成する観点から重視している事項

- (1) 民間事業者は、本事業を総合的に把握し調整を行う「総括業務責任者」を、1名配置する。
- (2) 対象施設ごとに、各業務を総合的に把握し調整を行う「業務責任者」を配置し、次の職務を行わせる。
 - ① 本事業の実施に係る管理・統括
 - ② 業務従事者に対する指導・監督
 - ③ 業務遂行に関する国の職員との連絡・調整
- (3) 業務に従事する者は、本事業の基本的理念や期待される役割を十分に理解しつつ、当該業務を的確かつ確実にを行うに足りる十分な知識及び技能を有する者でなければならない。

調理責任者は、給食施設又は集団調理施設のいずれかの施設での調理業務の実務経験が2年以上で、かつ、管理栄養士、栄養士又は調理師のいずれかの資格を有する者を配置すること。
- (4) 法令上、本事業の各業務に必要な資格がある場合は、当該資格を保有し、又は有資格者を配置しなければならない。

※ 対象施設における厨房施設の図面、献立の例や就業状況(作業内容や人数等)については、資格審査後に実施する現地説明会において開示する。

6 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に係る給食業務の対応状況

1. 調理工場の稼働停止日数

(1) 横浜刑務所 (単位:日)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
令和3年	0	0	0	15	0	0	0	0	0	0	0	0	15
令和4年(4~11月)	0	0	0	0	21	0	0	0					21

(2) 川越少年刑務所 (単位:日)

年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
令和3年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	31	33
令和4年(4~11月)	0	0	0	0	4	0	0	0					4

2. 感染拡大に伴い使い捨て容器を用いて食事を給与した際に使用した、使い捨て容器の数及び費用

(1) 横浜刑務所 (単位:個) (単位:円(税抜))

年度	年間合計	年間合計
令和3年	93,600	¥566,563
令和4年(4~11月)	220,200	¥1,620,200

(2) 横浜拘置支所 (単位:個) (単位:円(税抜))

年度	年間合計	年間合計
令和3年	240	¥1,452
令和4年(4~11月)	12,720	¥109,180

(3) 横浜少年鑑別所 (単位:個) (単位:円(税抜))

年度	年間合計	年間合計
令和3年	665	¥9,491
令和4年(4~11月)	835	¥10,852

(4) 川越少年刑務所 (単位:個) (単位:円(税抜))

年度	年間合計	年間合計
令和3年	5,376	¥117,466
令和4年(4~11月)	3,584	¥78,310

別紙 業務等の参考数値

業務別参考数値(令和3年度)

4. 川越少年刑務所

関連業務	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
給食業務	月末収容人員(人)	956	962	966	955	928	927	934	910	904	879	847	825	10,993
	入所(件)	144	132	151	101	116	143	133	122	125	112	98	66	1,443
	出所(件)	129	126	147	112	143	144	126	146	131	137	130	88	1,559
	特別食(食数)	1,800	1,302	1,260	1,116	837	810	930	990	1,116	837	840	837	12,675
	病院移送(入院)(件)	1	0	1	2	1	1	0	1	3	0	1	0	11
	病院移送(入院)(日数)	8	0	3	31	16	9	0	14	7	0	2	0	90

5. さいたま拘置支所

関連業務	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
給食業務	月末収容人員(人)	167	164	173	183	176	164	163	160	149	138	159	183	1,979
	入所(件)	75	59	76	62	54	57	67	51	51	47	58	62	719
	出所(件)	76	62	67	52	61	69	68	54	62	58	37	38	704
	特別食(食数)	28	28	32	35	33	29	26	24	22	20	25	33	335
	病院移送(入院)(件)	2	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	3
	病院移送(入院)(日数)	13	0	0	0	0	0	0	13	0	0	0	0	26

6. 熊谷拘置支所

関連業務	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
給食業務	月末収容人員(人)	23	21	21	24	23	20	23	24	22	19	21	26	267
	入所(件)	11	8	10	9	10	6	14	11	9	7	9	12	116
	出所(件)	17	10	10	6	11	11	11	12	11	10	10	7	126
	特別食(食数)	1	9	0	0	0	0	0	8	0	1	0	0	19
	病院移送(入院)(件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院移送(入院)(日数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

7. さいたま少年鑑別所

関連業務	種別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間合計
給食業務	月末収容人員(人)	5	9	24	34	19	16	20	20	12	4	13	12	188
	入所(件)	16	12	34	41	30	24	26	34	22	10	16	17	282
	出所(件)	22	8	19	31	45	27	22	34	30	18	7	18	281
	特別食(食数)	7	53	105	43	94	61	23	88	23	20	0	0	517
	病院移送(入院)(件)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病院移送(入院)(日数)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※特別食とは医療上、宗教上、アレルギー等の理由により配慮を要する食事のことである。